


# 働くを守る。暮らしを守る。労働保険

～ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。～



厚生労働省

働くを守る。  
暮らしを守る。

「いい職場」って何だろう。  
働きやすさやアットホームな雰囲気。  
従業員のやる気や笑顔。  
などなどいろんな条件があるように思います。  
でも忘れてはならない義務があります。  
労働保険の成立手続です。  
正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、  
労働者を一人でも雇っていたら、  
労働保険の成立手続を行う義務があります。

仕事中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」、  
労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」、  
労働保険は、その二つの総称です。

**労働保険**

電子申請なら24時間、365日いつでもOK! 口座振替納付も便利

詳しくは、各道府県労働局、労働基準監督署又はホームページへご確認ください。  
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険

岩手労働局、管内各労働基準監督署、管内各公共職業安定所では「労働保険未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題と位置づけた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、集中的な適用促進活動を展開することとしています。

**労働保険は国の強制保険**であり、正社員、パート、アルバイト等の名称に関係なく、労働者を1名でも雇用した場合は、**労働保険の成立手続を行う義務**があります。

労働者を雇用しているにもかかわらず、労働保険に加入していない事業者の情報がありましたら、匿名で結構ですので、岩手労働局ホームページへの書き込み、投書等による情報提供をお願いいたします。

## ●[労働保険特設サイト（厚生労働省 HP）](#)

問い合わせ先

岩手労働局総務部労働保険徴収室 適用係 電話019-604-3003